

# 厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、東北厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

## 1 入院基本料に関する事項

当院は、障害者施設等入院基本料10対1の届出を行っています。  
病棟では1日に18人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。  
4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置は以下の通りです。（2交代制）

- 9：30～17：30 看護職員1人あたりの受け持ち人数は6人以内  
看護補助者1人あたりの受け持ち人数は20人以内
- 17：30～9：30 看護職員1人あたりの受け持ち人数は20人以内  
看護補助者1人あたりの受け持ち人数は30人以内

## 2 届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨、東北厚生局長に届出を行っています。

### (1) 初・再診料

- ・機能強化加算

### (2) 基本診療料の施設基準等

- ・障害者施設等入院基本料 10：1
- 看護補助体制充実加算3
- 夜間看護体制加算
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算2 75：1
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・データ提出加算
- ・認知症ケア加算3

### (3) 特掲診療料の施設基準等

- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
- ・院内トリアージ実施料
- ・がん治療連携指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅療養支援病院1
- ・在宅時医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・CT撮影(16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による)
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・人工腎臓
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ペースメーカー移植及び交換術
- ・胃瘻造設術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っている保険医療機関です。【1食＝490円】  
管理栄養士又は栄養士により患者さんに十分な栄養指導を行い、調理方法味付け、盛り付け配膳等についても、患者さんの嗜好を考慮した食事の提供を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。